

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十第

行發日一月五年十正大

論叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず……………法學博士 小川郷太郎
 利潤配分實施上の諸問題……………法學博士 田島錦治
 需要曲線供給曲線及び價格曲線……………法學博士 河上肇
 戰後獨逸の社會主義運動……………法學博士 河田嗣郎

時論

税制整理の主要問題に就きて……………法學博士 神戸正雄

說苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策……………經濟學士 吉川元光
 我國在來の商業帳簿……………法學士 大森研造
 所得と勞賃……………經濟學士 堀經夫

雜錄

Lexisの公共福祉觀……………法學博士 財部靜治
 最近我國に於ける地方費の組成と増加……………經濟學士 小山田小七
 國際勞働立法……………法學博士 河田嗣郎

我國在來の商業帳簿

大 森 研 造

第一、序 言

商業帳簿は營業の鏡なり、歴史なり、即ち商人は商業帳簿に依つて始めて過去を稽へ現在に徴し將來を畫策し得るものにして、商業帳簿の完否は實に其國商業の盛衰消長に關すること頗る大なりと謂ふべし。

夫れ太古人智未だ啓けざる時代に在りては帳簿記録の必要を感することなく、或は繩に結節を作り、或は木片に切目を附して備忘の用に供せしが、漸次時代の進化すると共に片々の帛紙を以て其用に充て、更に其散逸を避けんがために之を綴り合せ、尙ほ進んでは手控様のものを以て記録計算の便を圖るに至れり、其後法律經濟の思想發達し財産の觀念進歩するに従ひて、手控備忘録の他に特に財産を處理計算する方法の必要を感じ、茲に帳簿の形式及び記入方法をも考へ漸くその利便を曉りたれども、尙ほ一貫せる規律習慣なく、家々各其流儀を異にも未だ以て一般的帳合法を形成するに至らず、然るに商業の發達するに隨ひ漸次商取引を記録する商業帳簿に於て殊

に著しき進歩改良を促せり、即ち金銀の出入に金銀出納帳、商品の賣買に仕入帳賣上帳、店費の仕拂に雜用帳の類を用ひ、他人との貸借には大福帳を備へて其收支を明かにし以て營業損益の如何、身代の現況を明瞭ならしむることに努めたり、但し此方法も最初は極めて粗雜のものなりしが漸次改善せられて所謂單式簿記となり、更に社會の事物複雜の度を増すに及び、在來數多の帳簿を用ひ類別記入を爲したるものを唯一の原簿に蒐め、貸借平均の理に依りて取引を受渡の雙方に記入し以て資産負債と損失利益とを正確明瞭ならしむる所謂複式簿記を形成するに至れり、近世に至り更に複式簿記が日記帳元帳及び補助簿を併用する結果記入の重複より生ずる時間と勢力の徒費を節約せんがために、或は Columnar or Tabular System を用ひ、或は口座の移動加除を自由ならしめんがために在來の綴合帳簿 (Bound Books) に代ふるに非綴合帳簿 (Unbound Books) 即ち Card System, Voucher System, Loose-leaf System, Filing System, Envelope System, Pro Forma System, 等を案出するに至れり。

翻つて我國に於ける商業帳簿の變遷を釋ぬるに、史家之を載せず私乘の之を記するものなし、加之舊記古帳は既に概ね廢滅し、詳悉し能はざるもの甚だ多し、惟ふに是れ一は我國が建國以來農を以て國の大本と爲し商家の業を賤しみたる結果たるべしとは謂へ、又我國在來の商業帳簿が殆んど手控備忘録の域を脱せず且つ對個人的ものたりしがため、之が秘密を尙び公開を喜ばず必要すれば概ね燒棄せし結果たらずんばあるべからず、故に茲に論說する所も唯斷片的記録と稀に残存せる舊記古帳を擧集採綴して僅かにその一斑を窺ふに過ぎざるのみ、隨て時に或は大に考

1) Lawrence R. Dicksee, Auditing, pp. 51-53 G. Lisle, Accounting in Theory and Practice, pp. 114-117
東夷五郎氏著商業會計第一冊一八一—三七頁、中村茂男氏著商業簿記及會計、一〇一—一四頁、森田照太郎氏著會計と帳簿一〇八—一一頁、

索を失し獨斷に陥るなきを保し難きも、そは一般識者の仁教と他日の詮索とに依り缺道なからしめんと欲す。(註一)(註二)(註三)

(註一) 商業帳簿(Commercial or Trade Books, Livres de Commerce, Handelsbücher)は會計帳簿又は商業帳簿とも謂ひ、會計學上廣義には直接間接に商業に關係ある帳簿は總て之を商業帳簿と稱し、狹義には商人が其營業財産を整理するに必要な帳簿を指せども、法律上即ち商法學者の所謂商業帳簿とは商人の營業及び財産の狀況を明かにするが爲め商法の調製を命じたる帳簿を謂ふ、從て現今我國に於ける法律上の商業帳簿は現行商法二十五條二十六條が調製を命ずる日記帳、財産目錄、貸借對照表の三種に限定するもの如し。²⁾

(註二) 福田博士は夙に「貸借の世界觀の發生と複式簿記法」企業の精神と複式簿記法及び「ラガザの商業帳簿等の論文を發表せられ、「複式簿記法は經濟組織に不可欠の條件と爲り、企業を中心は此總勘定元帳の損益勘定に集中せられ、總ての資本的企業は簿記法の劃定せる範圍内に於て其原則に從つて行動するを以て精神と爲すに至れり」と以て簿記法並に商業帳簿の如何に重要なかを高擧せられたり。³⁾

(註三) 福澤論吉氏の帳合之法⁴⁾には「帳合は事柄の學問にて商人の仕事に近しと云ひ、見世先きの臭氣ありと云ひ、大樽の取扱は不風流雑色の運送は殺風景なごして之を賤しむよりして大なる了簡達も出來しとならん、斯の如くこの學問を賤しく看做せしが故に、其由て起りし年代をも知り難くして唯これを推量するのみなれども、古より儘に事實に行はれたるは疑わらざるなり」とあり。

第二、我國に於ける帳簿の起源

今我國に於ける一般帳簿の濫觴を尋ぬるに其因つて來る所頗る遠きが如し、燕石雜話⁵⁾には「中村蘭林學山錄云、皇朝謂簿籍爲帳、貝原氏和爾雅、以爲今俗所稱、唯引說文二徐云、史籍或借

2) 竹田博士、改訂增補商法總論三五七頁、松波博士改正日本商法八一頁、毛戸博士、商法總則講義六四頁、青木博士增訂改版新商法講義三七頁、
3) 福田博士著、改定經濟學研究、坤卷七七六一七九〇頁、同書同卷七九六一八〇九頁、續經濟學研究一九六一二一四頁、
4) 福澤全集卷三帳合之法二頁
5) 百家說林續編下四〇九頁、類聚名物考第五册七五九頁、

帳字一以證之、此大失考索耳、按、新唐書百官志載、太府寺下函四人、從六品上、以一人主左藏署帳、凡在署爲簿、在寺爲帳、又唐六典、有鄉帳、言宋史有司帳官、皆以計簿爲帳也、然則皇朝、自古從唐稱、以帳名之也と云はれしかど、櫛下老人書影には李子田が説を引きて曰く、北魏書釋老志曰、允象元年秋詔曰、城中舊寺及宅皆有定帳、今人出入之籍、曰帳目始之とあるを見れば初は人の員を改むる籍をのみ帳といひて、押なべての計簿をば謂ざるが、後には轉じて總ての名とはなりしなるべし、皇朝にも延喜式神名帳、民部省の圖帳などいへるは「古義能くかなへる物とぞ覺ゆる」とあり。又和漢三才圖會には「周禮司書注疏云、古者以簡策記事、若對君則以笏記之、後代用簿、簿今手版也、按、帳古云史籍、今多用帳一字、華倭共然、則不可爲誤、紙數緘結、每日用記事、故又名日記」あれども、和漢雜笈或問には「日本の俗町人などの用ふる帳といふもの、此帳の文字穩ならず、帳はたれすなど讀むよし、帷帳の様なる物に此字を用ふること如何、答て曰く此帳の字賣買などの記に用ふべき字なり、さて帳の字を賣買する家に用ふること後漢の桓帝の時より萬賣買する市中に假に木綿の素帳を張りて官人の往來する道を分つ、時に寶郭と云ふ者の賣物甚はやりて、寶市に千金を納るなど文人賞翫の詞あり、然るに繁昌して一日の販賣を書き記す竹卷をいとなむに暇なかりしかば、素帳の端に書き記せしよりして、世人の紙に書き付くる賣買の記録を帳と専ら謂ひし也、右の説は西漢博聞別錄七卷に見えたり、日本にて帳と云ふことは後字多院の比より云ふ」とあり。

由是觀之、我國在來の帳簿が支那より傳來せしものなることは疑ひなかるべく、又元明天皇和

銅年間既に計帳、籍帳などいへる帳簿の存在せしことも史乘の證する所なれども、商業帳簿が果してその當時より存在せしか否やに就ては逸として知るに由なし、或は我國に於ける商業帳簿は和漢雜笈或間に示すが如く後宇多院の頃より一般に使用せられしには非ざるかとも思はるれども何等典據を示さず、殊に此書は妄説多き書なるを以て遽に信じ難し。吾人の考證せし所に據れば集古文書に見えたる永正十七年(後柏原帝足利義晴將軍、明の孝宗弘治十二年)の土倉帳(室町時代、大正十年より逆算四百十八年前)を以て史籍に表はれたる我國最古の商業帳簿なりとす。

(註一) 續日本紀に元明天皇和銅五年五月甲申、太政官奏備郡司有能、繁二種戸口、増二益調庸、勸二課農桑、人少二匱乏二、禁二斷補逃一、肅二凌盜賊一、籍帳皆戸口無レ遺とあり。

(註二) 梅園日記にも和漢雜笈或間の僞説多く信じ難きを説明して曰く「此雜笈は人の耳馴目馴せぬ書名を僞造して妄説多き物なり、兩漢博聞といふ書は十二卷あり一より七に至て前漢書の語を、八より十二に至て後漢書の語を類を分けて抄録したる書なり、さへも別録と云ふものあるなし、又木綿帛帳は梁書武帝紀に始めて見えて漢の時には未だあらざるなり」と

第三、徳川時代以前の帳簿

今史籍に現はれたる徳川時代以前の帳簿を掲ぐれば概ね左の如し。

神帳

古語拾遺に「至天平年中、勘造神帳、中臣專權、任意取捨」。

驛起稻帳、

續日本紀には「元明天皇和銅二年、令諸國上驛起稻帳」。

大計帳、四季帳、見丁帳、青苗簿、輸租帳。

續日本紀に「元正天皇養老元年、以大計帳四季帳、六年見丁帳、青苗簿、輸租帳等式、領下七道諸國」。(註一)

(註一) 續日本紀考證には「大計帳、民部式六、凡京職諸國大帳者、每至班用之年、五藏已下男女顯注、年紀又云、出

學帳、郷戶課丁帳、茲附大帳使、按、大帳所謂計帳、此云大計帳、即是也、四季帳、又云凡式部等入色之徒、應徵免

課役、季帳者四五月十六日、各申上官、官符拜帳下、省、省更勘辨、每國造、符、至後五月、申官行下、あり。

諸國校田帳

三代實錄に「清和天皇貞觀四年、太政官處分諸國校田帳、自今以後准據大帳、不許損減、若有所損、爲例返帳、但非常損者令別錄言上」。

延喜式諸帳

諸國稅返帳、租稅益帳、正稅倉附帳、租目錄帳、同損益帳、官舍拜池溝帳、修理勢多橋用途帳、

諸國租帳以上主稅、青苗簿帳、郷帳、國帳、正稅帳、以上主稅、神明帳、驛起稻帳、寶錄帳、檢交替

使帳勘解由使

民部省圖帳、水帳

續日本紀に「天正十年、令天下諸國造國郡圖進」とあり、日本後紀には「延曆十五年、勅諸國地圖事蹟宜更令作之、」また職原抄にも「有圖帳國郡勝示載以明白謂之民部省圖帳」と見

ゆ。(註二)

(註二) 中山信名氏は圖帳水帳を説明して、「國郡の圖ありて其間に郡郷の勝宗并租稅貢賦のことなど、つばらにのせたるものなるべし、凡そ民部省圖帳と云ふもの今に儘かに存せるものあれども皆信じ難きものなり」と。又田園類説には、「或書に水帳は御圖帳と書くべし、民部省の大圖帳を云ふことなりと見ゆ、按するに、檢地帳に水帳を書くこと土地を水土と云ふ故下略なりと云ひ、又田は水を第一とする故なりと云ふ、何れも附會の説なり、御圖と水と和訓同じき故いつとなく書き違ひしならん」とあり。

戸籍、人別帳

日本紀に「孝德天皇大化元年、詔國司等曰、凡國家所_レ有公民大小、所_レ領人衆、汝等任_レ之任皆作_二戸籍_一、及校田畝其園池水陸之利、與_二百姓_一俱、又曰、其於_二倭國六縣_一、被_二遣_レ使者_一、宜造_二戸籍_一并校_二田畝_一、注曰、謂_レ檢_二墾墾田頃畝_一及民戶年記、又曰、遣_二使者於諸國_一、錄_二民元數_一、又白雉三年三月、造_二戸籍_一、凡五十戶爲_レ里、每_レ里長一人、凡戶主皆以_二家長_一爲_レ之」とあり。(註三)

(註三) 戶令に「凡戸籍六年一造、起_二十一月_一上旬、依_レ式勘造里別爲_レ卷、惣寫_二三通_一、其_レ總皆注_二其國其郡其里其年籍_一、五月三十一日內訖、一通申_二送_レ太政官_一、一通留_レ國、其雜戶隸戸籍、則更寫各送_二本司_一、」とあり。倭名鈔には籍は和名不美太と云ひ、文字集略には籍は民戶の書にして古は牒を以てすとあり。

尙以上の外に太田文(貞應年間并に文治五年)、圖田帳(弘安八年)、作田勘文(弘安二年)、田畑取帳(文治五年、元徳二年)等各々太平紀、東鑑、輜軒小録に見えたり。古文書として現在存するものには、神龜三年の山城國愛宕郡出雲郷中中ノ里計帳(奈良正倉院藏)、天平五年の右京三條三坊計帳手實(同上)、天正九年の和泉監收納正稅帳(同上)及び天正五年の豊後國東郡間別調帳(豊後國大分郡八幡村柞原八幡社藏)等あり。

8) 七頁
9) 五頁
10) 六頁
11) 五頁
12) 五頁

農政古同續 座類五五五 右籙五五五 下卷三五五 七版八六一 十四五六一 頁四一五二 行銀帳并驛程錄參照

以上は總て戸籍帳若くは租稅帳と謂ふべきものにして商業帳簿にはあらず、唯下行銀價帳(於空海并嶽山下行價銀帳)、并に驛程錄12)の如きものなきにあらざれども、是等も商人(供給者側)の記録帳簿には非らずして消費者(需要者側)の帳簿換言すれば今日の小遣帳類似のものたるに過ぎず。

此時代に表はれたる唯一の商業帳簿は、集古文書に載する室町時代の末葉に於ける土倉帳トクラなるべし、即ち永正十七年の掟に「土倉トクラ(今の質屋)には土倉帳あり、訴訟には之に依て決すべし」といふ事あり、この土倉帳とは質屋の臺帳なるべし。又之より下りて、天文十六年の規定には「藏主就三千逐電トクラ者以三日記相調、至三千錢不足者、其田地屋鋪可取上之、但永代之借用狀於三傳者、不可懸之、年期地之事者、可有其沙汰、年貢夫公事等者、當地頭速可勤事」13)とあり、茲に謂ふ「日記」とは入質日記帳即ち質屋の臺帳なるべし、此二例は唯質屋に關するものなれども、當時に於て商業帳簿の存在せし證と見るを得べく、尙質屋のみならず他の商人も各自帳簿を有したるなるべし、然れども當時如何なる種類の帳簿が如何なる形式を備へたりしかは明確ならず。惟ふに是れ我國古來農を以て建國の大本となし、課稅の根源一に農産物に求むるの有様なりしかば、歷朝農を加護獎勵せし結果、此方面に於ける田租帳の如き相當の發達をなせしかど、商業に至つては殆んど之を正業視せず、全く自衛自治に放任し、否な寧ろ排斥卑視せしがため充分の發達を遂ぐるに到らず、唯僅かに室町時代の末葉に於て土倉帳の存するありしも、その形式内容等知悉し能はざるの狀態に在り。

第四、徳川時代并に其以後の商業帳簿

徳川時代に入りて商業帳簿は一般に整備し來りたるが如く、現存するものも尠なからざれば従てその形式用法等を窺ふことを得べし、但しその現存する最古のものとして多くの史家は寛永十一年頃(明正天皇、徳川三代將軍家光、西曆、一六三四年)に記録せられたる京都の材木商白木屋の帳簿(現東京白木屋吳服店藏)を推せども、予の聞く所に依れば伊勢國松阪の古長者富山家の用ひし元和(後水尾天皇、徳川二代將軍秀忠、(元名元年)西曆一六一五年、大正十年より逆算三百〇七年前)の帳簿(現伊勢國射和村伊馥寺藏)を以て現存せる我國最古の帳簿となす。

今此時代に於て一般に使用せられたる商業帳簿の概要を叙説せんか、¹⁴⁾

(一) 帳簿の種類と用法

商業帳簿の種類は商業の種類と其繁閑とに應じて多少の相違あれども、左の七種は缺くべからざる帳簿といふことを得べし。

(イ) 大福帳 一に本帳又は大帳といひ専ら賣掛を綜記す、即ち商品の品種箇數價格等を賣帳より、又代金收入を金銀出納帳より登録し差引計算を爲すものにして、彼我の貸借は一目瞭然たらしむ、普通の商家に在りては尤も緊要の帳簿なれば、主人番頭の外之を取扱はしめず、甚だしきは主人之を保管して一切使用人の展見を許さざるものありき。

(ロ) 買帳 問屋に在りて仕切帳目録帳又は買日記と稱し、仲買に在りて何々買入帳或は仕入

14) 大阪市史第二卷三一七—三一九頁
徳川時代商業叢書第三卷九一頁以下
經濟大辭一八六七—一八六八頁以下

帳と稱するもの皆之に屬す、商品の買入を明記する帳簿なり、即ち問屋は商品の數量價格諸入費等を各專記の帳簿より買帳に轉記し、本帳より荷主に渡すべき仕切書目録書を作り、又仲買は商品の代銀及支拂高を金銀出納帳より本帳に登録し差引計算をなす。(註二)

(註二) 此買帳は問屋により只賣主の名前商品の箇數價格賣渡期限のみを記入し、別に仕切書或は目録帳に於て明記計算をなす者あり、如斯其買帳を二種若くは三種に分つは商業の繁閑に依りて一定せず。

(ハ) 賣帳 問屋に於て値組帳チグ或は市賣帳と稱し、仲買に於て當座帳賣上帳又は市賣帳と稱するもの皆之に屬す、商品の賣渡を明記する帳簿なり、乃ち問屋は仲買に賣渡の契約を爲せる際其箇數價格等を本帳に記入し、又仲買は仲間間の賣買には箇數價格等を市賣帳に記入し、他國商人及び需要者に賣渡したる商品は其箇數價格等を注文帳及各專記の帳簿より當座賣上帳に登録し、之に據りて仕切書目録書を作るものとす。

(ニ) 注文帳 他國商人より商品買入を注文し來り或は他國商人に商品賣渡の契約を爲せし時、その品位箇數價格期限等を記入する帳簿なり。

(ホ) 金銀出納帳 金銀の出納一切を記入する帳簿なり。

(ヘ) 金銀請受帳又は判取帳 金銀を他人に渡したる時、その請取を記載せしめ、後日の證據となす帳簿を云ふ。

(ト) 荷物渡帳 荷物を渡したる時其請取を記載せしめ後證と爲す帳簿なり。

以上の諸帳簿の外、懸帳(又は懸金帳)、水上帳、書出帳、荷物出入帳、浮貸帳ウキカシ、糶帳、買目帳、

合日記、出荷帳、賣品取引通、^{アゲ}上荷帳、掛數帳、爲替運賃渡帳、積出荷物明細帳、輸入荷明細帳、日用帳、諸品判帳、積出帳、入船帳、下り物買帳、荷受帳、目錄差引帳、歩止り帳、勘定帳、東京積日記、口記帳、有荷帳、荷造帳、諸國積入帳、差引帳、爲見帳、賣揚帳、計算帳、職手間控帳、荷物元割帳、仕切寫、爲替帳、爲替運賃帳、風袋帳、水揚俵合帳、取替帳、相場帳、辨廻し帳、判鑑、來狀控等の如きものを備ふるものあれども、畢竟賣帳買帳及び金銀出納帳の三種を以て最も緊要とし、之を大福帳を以て總括するものにして、自餘の帳簿は取扱の一部分を記録するに過ぎず。(註二)

(註二) (一)砂糖仲買商の使用せし帳簿として「萬賣帳、荷物渡帳、萬掛帳、金錢渡帳、買帳」等あり、(二)藥種商の使用せし帳簿に「注文賣上帳、遠國萬掛帳、荷物判取帳、荷物積付帳、荷物水揚帳、仕切帳、當座帳、賣掛帳、書出留帳、限々差引帳、金銀判取帳、荷物判取帳、當座品賣渡判取帳、番劇藥判取帳、浮貸帳、荷合帳、金銀出入帳、買物帳、買上帳、拂帳」等あり、其他(三)吳服問屋商に「當座帳、大福帳、仕入帳、出荷帳、浮貸帳、金銀出入帳、金銀判取帳、荷物判取帳、商賣品當座貸帳」、(四)吳服仲買商に「買入帳、大福帳、商品當座貸通帳、浮貸帳(爲見帳)、諸品判取帳、金銀判取帳、金銀出納帳」、(五)漆商問屋商に「水揚帳、市帳、賣上帳、荷物渡帳、仕切帳、金銀判取帳、向仲買商に「仕入帳、注文帳、當座帳、大福帳、荷物渡帳、金銀判取帳」、(六)堂島米仲買商に「手帳、帳合賣方帳、帳合買方帳、勘定帳、差引帳、俵合帳、古米帳、濱方面替端銀帳、當座帳、客方勘定帳、大福帳、金銀出入帳」等を備ふ。

(二) 帳簿の記入

是等帳簿の記入は、賣買者雙方立會ひて記入するものに在りては極めて簡單にして、荷主賣商人に對するものにありては精細に記載する習慣あり、即ち問屋の賣帳は簡にして買帳は密なり、

16) 川書一頁
 17) 川書一頁
 18) 川書一頁
 19) 川書一頁
 20) 川書一頁
 21) 川書一頁

而して記帳は取扱ふ者之をなし、大商店に在りては計算及び記帳のため帳合方なるものを置くあり、尙ほ大福帳のみは主人又は番頭の外之を取扱はしめず嚴重に保管するもの尠ならず、次に記入の文字は概ね漢字を用ひ、一三五六七十の如き數字は壹貳參伍陸拾を以てし、又商家に依りては符牒を用ふるもの多し。(註三)

(註三) 符牒には通り符牒、も店符牒の二種あり、一は一般用符牒にして同業仲間組合に於て一般に通用する符牒にして、俗に之を通り符牒又は仲間符牒と云ひ、他は一家特用の符牒にして一家商内に限り用ふるものにして、俗に之を「お店符牒」と云ひ、仕入符牒、賣値符牒、正味符牒等の別あり。而して此時代一般商人が符牒を以て記帳せしことは天保新政録に市中取締掛より名主に宛てたる通達を見れば自ら明かなり。即ち

天保十三年十月朔日於三北御番所二被仰渡一、

「商人共渡世柄に寄、符牒を以通用致し帳面等記置候故元直段も取調方差支自ら不正の取計も有之哉に相聞候に付、總而商物一品毎に正札付に致し、帳面へも元直段賣値段等を書記置、符牒相用候儀は致聞數旨名主支配限り急度可申付一候」²²⁾とあり。

(三) 帳簿の保存期限

保存期限はその帳簿の性質營業の種類及び各自の家風に依り一定の慣例なしと雖も、前掲の七種及び其他後日の證據となるべき重要な帳簿は、猥りに廢棄せずして保存し、就中主要なるものは木製の帳函を作りて一々之を納むるものあれども、多くは二三年間之を保存せば渡返し若くは解綴して屏風襖子の裏貼に充て或は之を燒棄せり。(註四)

(註四) 保存期間の一例を示せば、吳服問屋商の使用せし帳簿の内、當座帳は五箇年、大福帳十箇年、出荷帳壹箇年、浮袋

帳査簡年、金銀出納帳十箇年。²³⁾ 又藥種商の使用せし帳簿の内、注文賣上帳十箇年、遠國萬掛帳二十箇年、荷物判取帳二十箇年、荷物積付帳五箇年、荷物水揚帳五箇年、仕切帳五箇年、當座帳五箇年、賣掛帳二十箇年、書出留帳三箇年、限々差引帳三箇年、金銀判取帳二十箇年、荷物判取帳二十箇年、當座品賣渡判取帳二十箇年、毒劇藥判取帳二十箇年、浮貸帳一箇年、荷合帳一箇年、金銀出入帳三箇年、買物帳三箇年、買上帳三箇年、抛帳三箇年。²⁴⁾ 等の如しと雖も、毎戸多少の差異あるを免れず。

(四) 帳簿の裁綴

帳簿の裁綴に二種あり、他人に向つて後日の證據となるべき種類の帳簿は、長綴裁切りにして之を長帳と稱し、紙片を増減すること能はず、その記する所眞實なるべしと推測し得るの裁綴方なり、又大福帳の如き自家に取ては緊要の帳簿なりと雖も、他人に對して後日の證據となり得ざるものは、用紙を四折にし、二十枚を一綴とし、之を數十綴合す所謂袋綴方を用ひたり、是れ大福帳を一名袋帳と云ふ所以なり。尤も帳簿の裁綴方法は各自便宜に依り敢て一定の法則なしと雖も(註五)、舊奉行所に於て其證據と認むる場合に至りては、前記の趣旨に基き長綴に非ざれば採用せざりしに因り自ら此の習慣をなせしか。而して此等重なる帳簿は毎年新調するを普通とし、商家に於ては年中行事の一として毎年正月十一日大福帳を綴り藏開きを祝ひたり。(註六)、(註七)

(註五) 地方凡例錄三卷には諸帳面寸法の事を規定して曰く、

「一、郷帳 竪一尺五分横七寸八分 紙中程村、草細摺紙綴
綴目外四分

一、御勘定帳 竪一尺四分横七寸六分 紙厚程村、袋綴
綴目外七分

一、勤方帳 竪九寸五分横六寸七分 紙大障子、小口張
綴目外七分

23) 徳川時代商業叢書一〇四頁

24) 同書頁一〇一頁

一、村鑑、大帳帳、郷帳、同寸、綴上西之内折紙、菅繩變紙綴

右之外御勘定所へ出す諸帳面寸法定め無、御取筒帳も紙は西之内、袋張に極りあれ共寸法之極めはなし²⁵⁾とあり。

(註六) 東都藏事記に「正月十一日商家貨買帳タイプを綴ち藏びらきを祝ふ²⁶⁾」とあり。

(五) 帳簿の證據方

商業帳簿は其種類に依りて他人に對し證據となるの効力あり、但し徳川幕府は帳簿の形式種類につき別に規定命令する所なく、殆んど放任主義を採りたれども、訴訟に就きては當時の慣習を尊重せしが如し。夫の金銀請取帳、荷物渡帳、質屋臺帳の如き其印象を押用するもの、證據力を有するは論なしと雖も、自記のものを以て他人に對し證據となるものは、當座帳、市賣帳、驛帳、賣上帳、直組帳等にして、^(註七)空行餘白なく賣買を一切附込(附込帳)^(註八)みたるものは捺印なきも證據物件として採用せり、又大福帳の如きは前述の如く、諸帳簿を總括し緊要のものなりと雖も、畢竟自家に於て緊要なるものにして他人に對しては證據力を有せず、又貫目帳升廻し帳或は水揚帳、藏入帳の如きに至りても、その主たる事件に就ては時に之れが證據となるの効力を有するものあり。

(註七) 大阪に於ては、同業仲間を取引に就ては帳簿の種類に依り、之れに記載したるものは故障と述べ能はざるの公證たる効力を有する習慣あり、即ち魚問屋、青物問屋、材木問屋等の市賣帳及び堂島米商仲買の手帳等はその記載せしものに從ふを例とせり。²⁷⁾

(註八) 「公事取扱」には「一日の寄附込帳は一日に大勢幾口も賣掛分賣物の順に附込候事故印形無之とも取上濟方申付、一日に寄附人の賣口亦是日數隔り記置候は附込帳と申に而は無之に付無取上²⁸⁾」とあり。

25) 古事類苑 政治部三卷一〇七二頁
26) 同 類苑 政治部三卷一〇七三頁
27) 同 類苑 政治部三卷一〇七四頁
28) 同 類苑 政治部三卷一〇七五頁

以上の如く江戸時代に於ける商業帳簿の形式内容は略は今日の單式簿記に類似すれども、各家各店その流儀を異にし、多數の帳簿を備ふるも各帳簿は個々分立して互に相關聯する所なく、從て帳簿整理上最も必要なる突合せを行ふこと能はざるが故に、落記重記あるも之を知るに由なし、加之其主要帳簿と看做すべき當座帳大幅帳と雖も日々の出來事及び貸借の一部を示すに止まり、買帳賣帳あるも單に賣買より生ずる利益損失を計算するの途を供するのみにして、總ての出來事を一帳簿に纏め、資産負債損失利益を一目瞭然たらしむるもの一もあるなし、されば貸借上如何なる位置に立てるやも知る能はず、因て來るべき損失利益の情況をも見る能はず、負債の資産に超ゆる甚しきに至ることあるも、將又損失の利益に過ぐる夥しきに至ることあるも、以て既往に鑑み將來を戒むるに由なし。然るに明治初年歐米の簿記法を官廳の會計に試みたるより漸く斯法に關する翻譯書出で(註九)之を講習する者増加したれども未だ之を實地に應用するまでには至らず、明治六年大藏省出版の英人 Allen Shand 著銀行簿記精義出で、銀行に使用する簿記は之によることとなりしより漸次複式簿記法世に行はれ、當時會社組織の營業は概ね此銀行の組織に準じて設立せられたるにより、其帳簿も多くは此銀行簿記法に準じて之を用ふることとなりたれば、在來の舊式帳簿は次第に廢れ複式帳簿の使用盛なるに至れり。然れどもその之を用ふるは官廳若くは銀行會社にして民間の多くは依然在來の帳合法を用ひたり。

明治十年前後より各地に商法講習所の如き設立せられ、簿記の用法を民間に普及せんと圖りたるも、其多くは Bryand and Stratton 合著の簿記書を直譯又は抄譯して之を紹介するに過ぎざり

しかば、毫も直接に民間の會計思想を發達せしむるに足らざりき。

其後泰西との交通頻繁となり、商工各種の企業經營の發展に伴ひ、從來の商業帳簿にては錯雜紛糾せる會計を計理する能はざるの結果、歐米の簿記法に倣ふ者益多きを加ふるに至りしと雖も、今尙徳川時代の大福帳制度を墨守する商店尠ならず。

(註九) 福澤諭吉氏の帳合之法は明治六年二月に發兌せられ我國洋式簿記書の嚆矢なり。但し維新以前既に長崎邊に外國の簿記書の傳はりしことは事實なり。²⁹⁾

第五、結 言

要之、我國に於ては元明元正の比より既に唐制の帳簿存したりと雖も、是等は田租帳戸籍簿に非ざれば小遺帳類似のものにして商業帳簿には非らず、室町時代の末葉に至り初めて土倉帳の如き一種の商業帳簿現はれたりと雖も只史籍に殘影を止むるのみにして其形式内容を窺ふに由なく、今日現存せる最古の商業帳簿は徳川の初期元和寛永年間のものなり、而して徳川時代殊に元祿頃に至りて普ねく一般に使用せられたるも、尙古因襲と農本商末主義とは之に何等の進歩改良を促すことなかりき、明治維新以來漸く歐米の簿記法輸入せられてより、先づ官廳銀行に洋式帳簿採用せらるゝに至れり、其後商工の進歩發展に伴ひ一般商社に於ても漸次之を採用するもの増加するに至りたるも、今猶依然大福帳制度を改めざるものありて、啻に歐米のそれに比して百歩を輸するのみならず、支那に比してすら尙且つ大に遜色あるの狀態に在り。

29) 福澤全集第三卷帳合法參照

30) 國民經濟雜誌第三〇卷一號武藤學士論文參照

今歐米に於ける商業帳簿の變遷の跡を觀るに、其形式上に於て一枚の紙片が數片の手控となり、手控備忘録が帳簿となり、帳簿は數冊を併用する單式となり、單式は之を元帳一冊に蒐むる複式となり、更に補助簿を併用して數冊となり、尙複式の缺點を補正せんがために帳簿組織の上に種々の改良加へられ、又綴合帳簿に代ふるに非綴合帳簿の使用益々盛んならんとするの氣運に向ひたるのみならず、之と同時に世人の帳簿に對する觀念にも大なる變化を來せり、即ち原始的帳簿が單に個人の備忘の具たるに止まりしものが、漸次個別的計算の目的に供せらるゝに迫りては、單に個人的見地よりのみならず取引の相手方の方面よりも觀察せらるゝに至り、更に株式制度の發現と共に多數出資者との交渉を生じ、有限責任制度の結果は債權者保護の必要を生じ、殊に大資本を擁する株式會社の盛衰はその影響する範圍廣汎なるがため、商業帳簿は最早帳主の個人的見地のみより觀るを得ざるに至れり、即ち法律は之に對して帳簿作成并に保存の義務を命ずるに止まらず、帳簿公開の義務をも要求するに至れり、最近に至りては更に労働問題物價問題等より起る暴利返戻の要求よりして、商業帳簿を社會全體の見地より觀察せんとするに至れり。

然るに我國在來の商業帳簿は如何、殆んど之を自然の發達に放任し、商家の備ふる帳簿は其數頗る多きも其間何等の系統なく、記入の内容は粗雑にして再三重複し、從て轉寫頻繁なるの結果は時間を徒費し誤謬を傳へ、現今の激烈なる商戰場裡に馳驅して錯綜せる營業の收支計算を明確ならしむるに適せず、されば吾人は今日に於て宜しく歐米各國の商業帳簿に就きてその組織制度を究め、彼此の長短を比較し其得失を對照し以て各種營業の性質繁閑取引の大小等に適應するの法式制度を樹立すべきなり。(完)